

1 重要文化財（建造物）の現状変更の許可（都道府県への権限委任分）に係る審査基準

現状変更等が、当該指定建造物及びそれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

2 重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可（都道府県への権限委任分）に係る審査基準

型取りによって重要文化財がき損するおそれがあるか否か。

なお、許可に際しては、平成12年12月27日文部大臣裁定「文化財保護法施行令第5条第3項第1号口に掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準」に基づき、以下の条件を付すことができる

- (1) 型取りの前に重要文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の型の処理について説明し、承諾を得ること。
- (2) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立会いを求めるここと。
- (3) 型取りの実施は、重要文化財が保管されている場所で行うこと。
- (4) 同一の重要文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型から製作すること。
- (5) 次に該当する重要文化財については、型取りの前に修理ないし強化処理等を行うこと。

①金属製品である重要文化財であって、次に掲げるもの

- ア 表面仕上げや鋳等に剥離が認められるもの
- イ 考古資料のうち鋳の進行が著しく、脆弱になったもの

②石製品及び土製品（陶磁器を含む。）である重要文化財であって、次に掲げるもの

- ア 形状が複雑なもの
- イ 本体部に劣化が認められるもの
- ウ 本体部の表面に剥離が認められるもの
- エ 表面仕上げ（顔料・釉薬等）に剥離が認められるもの
- オ 接合部の劣化が認められるもの
- カ 彫刻のうち塑像
- キ 陶磁器のうち修理歴があるもの

（参考）

- 1 「土地その他の物件（建造物を除く。）」とは、土地（民家の屋敷地、社寺の境内地、茶室の露地等）及び資料（棟札、絵図、設計図、取り外した建築部材等）を指しており、いわゆる附を含め、重要文化財に指定されている建造物は含まれない。
- 2 「型取り」とは、粘土、石膏、寒天、シリコンラバーなどを使用する方法により、直接実物に触れて、型を取ることをいう。